

■聖籠町こども計画策定の概要

I. 国の動向

(1) これまでのこども・若者に関する福祉行政の取組

- 近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。
- こどもの健やかな成長を支援することも・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取り組みが進められています。

■こども・若者支援を取り巻く主な法令等

- 少子化社会対策基本法 (H15.9.1 施行) →同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- 次世代育成支援対策推進法 (H17.4.1 施行)
※当初10年間の時限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長（現在は計画策定は任意化）
- 子ども・若者育成支援推進法 (H22.4.1 施行)
→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22.10) 策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H22.4.1 施行)
→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26.8) 策定
- 子ども・子育て支援法 (H27.4.1 施行)

(2) こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 前述のとおり、こども・若者に関する各種法令や大綱に基づき、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取り組みを進め、一定の成果を挙げてきたところです。
- しかし、令和5年の出生数は75万人台と過去最低を記録し、少子化に歯止めがかかっていない状況が改めて浮き彫りになりました。少子化の主な原因は未婚化と晩婚化であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用関係、出会いの機会の減少が主な要因と言われています。
- 令和3年度の国調査では、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親は44.5%と高くなっています。令和4年度には、小・中学校における不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談件数が過去最高となっています。
- コロナ禍により、友だちとのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く様々な課題がさらに深刻化し、その影響が長く続くことが懸念されています。

(3) こども・若者支援の近年の動向

【こども家庭庁の発足】

○常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務としています。

【こども基本法の施行】

○同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱 (こども大綱) 【こども基本法第9章第1項】	<ul style="list-style-type: none">・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化
こども計画の策定 【こども基本法第10条】	<ul style="list-style-type: none">・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案したこども計画を作成することが努力義務化・こども計画は、「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされた。

【児童福祉法の一部改正】

○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6年4月1日施行）されるなど、法整備が進められています。

【こども未来戦略】

○令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて策定されています。また、「加速化プラン」において、今後3年間のうちに集中的に取り組む政策が示されています。

＜基本理念＞

■若者・子育て世代の所得を増やす

■社会全体の構造や意識を変える

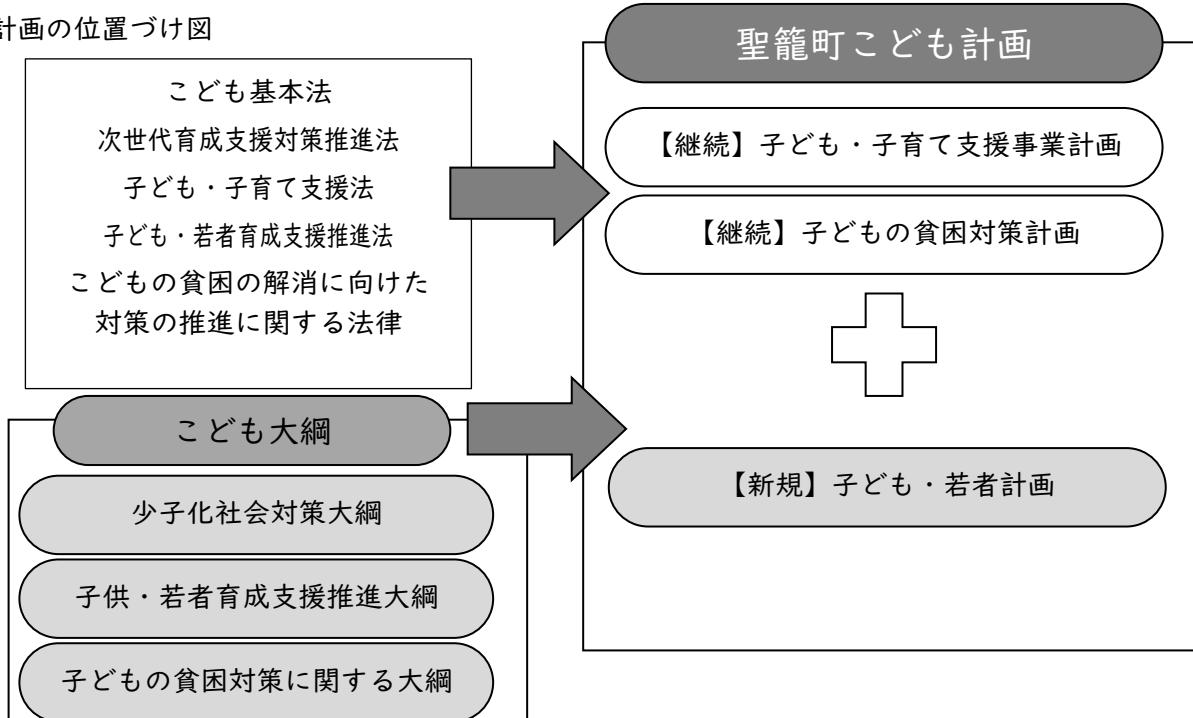
■すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

2. 「聖籠町こども計画」とは

(1) 計画の位置づけ

- 聖籠町では、令和6年度に第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）を策定しました。この計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と一体のものとしています。
- 「第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」は、最上位計画である「第5次聖籠町総合計画」の子ども・子育て支援に関する個別計画として他の部門別計画との整合を図りながら策定されました。
- これから策定する「聖籠町こども計画」は、国のこども大綱やこども基本法、新潟県が策定する都道府県こども計画などを踏まえ、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけられます。
- 本計画は、こども・若者施策に関する事項を定めるとともに、「第三期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を内包する形で策定します。

■ 計画の位置づけ図



- こども基本法第10条に規定する市町村こども計画
- 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画
- 子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画

(2) 計画の対象

本計画の対象は、聖籠町に居住するすべてのこども及び若者と子育て家庭、地域住民、団体等とします。

※国の「こども基本法」において、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を定めているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や町の状況の変化、こども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

令和 計画	8年	9年	10年	11年	12年
総合計画	第5次 後期基本計画				
こども計画	本計画				改訂

(4) 計画の策定に関する意見聴取について

①アンケート調査の実施

こども基本法第 11 条の趣旨を踏まえ、町内に居住するこども・若者の生活実態や子育て環境等について現状・課題を把握するためのアンケート調査を実施します。

調査種類	実施手法	配付数	対象
こども・若者を取り巻く状況に関するアンケート	郵送による調査票の配布・回収 (Web 回答も可能とする)	1,500 件	高校 1 年生相当年齢～39 歳の住民 ※住民基本台帳から無作為抽出

②こども・若者の意見聴取のためのワークショップ実施（令和 7 年 8 月頃を予定）

本計画の策定にあたって、必要となるこども・若者の意見を把握するために、ワークショップを実施します。

プログラム案	こども計画のキヤッチフレーズを考えよう！
目的	・若者の意見を計画に反映するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて主体的に町に関わる意識を醸成 ・聖籠町の将来や必要な取組について参加者自らが考え、まちづくりへの参画意識を高める機会の創出
募集期間	7 月下旬～8 月中旬
開催日時	8 月中旬～下旬 ※各学校の夏休み期間を考慮した日時にて調整
開催場所	町施設（町民会館・役場などを想定）
募集人数	中高生 20～30 名程度 1 グループ 5～6 人程度になるように組みます。
プログラム	●第 1 回 ・まちの概要（現状・こども計画等）の説明 ・まちの現状について意見出し ●第 2 回 ・計画のキヤッチフレーズの作成
スケジュール	説明 20 分、ワーク 40 分程度、発表 20 分程度

③パブリックコメント（令和 8 年 1 月～2 月頃を予定）

素案作成段階において、町民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、町民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。

3. こども計画として想定される施策（こども大綱より）

- 聖籠町こども計画としてどのように施策を位置づけていくかは今後検討します。

大項目	項目番号	内容
第3 こども施策に関する重要事項		
ライフステージを通して	3-1 (1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	3-1 (2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	3-1 (3)	こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
	3-1 (4)	こどもの貧困対策
	3-1 (5)	障害児支援・医療的ケア児等への支援
	3-1 (6)	児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
	3-1 (7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
幼児期まで	3-2 (1)	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
学童期・思春期	3-2 (2)	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
		居場所づくり
		小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
		成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や養育
		いじめの防止
		不登校のこどもへの支援
		校則の見直し
		体罰や不適切な指導の防止
		高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	3-2 (3)	高等教育の修学支援、高等教育の充実
		就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
		結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
		悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者への支援	3-3 (1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	3-3 (2)	地域子育て支援、家庭教育支援
	3-3 (3)	共働き・共育ての推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	3-3 (4)	ひとり親家庭への支援
第4 こども施策を推進するために必要な事項		
社会参加・意見反映	4-1	こども・若者の社会参画・意見反映
共通基盤	4-2	こども施策の共通の基盤となる取組